

富士山世界文化遺産学術委員会設置要綱の改正について

1 概要

- (1) 遺産影響評価に関する事項について協議するため、新たに遺産影響評価部会を設置する。
- (2) 委員会への助言者として、新たに顧問を設置する。

2 改正理由

(1) 遺産影響評価部会

令和3年度から運用開始予定の遺産影響評価マニュアルに位置づけられた機関として設置する。

(2) 顧問

今年度末をもって、学術委員会設置当初から委員を務めてこられた複数の委員が退任することに伴い、引続き知見を活かした助言をいただくために設置する。

3 改正内容

改正前	改正後
<p>(会議) 第6条 (略)</p>	<p>(会議) 第6条 (略)</p> <p><u>(遺産影響評価部会)</u> <u>第7条 委員会が助言、報告を行う事項のうち遺産影響評価に関する事項について協議するため、遺産影響評価部会（以下「部会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 部会は、委員であつて前項に規定する協議事項に関する専門的な知見を有する者、協議会に置かれる世界文化遺産アドバイザー、国関係機関及び協議会事務局で構成し、必要に応じて関係者を加えることができる。</u></p> <p><u>3 部会は、協議会事務局が委員長と協議の上、必要に応じて招集し、主宰する。</u></p>
<p>(小委員会) 第7条 委員会が助言、報告を行う事項のうち、<u>事前の準備・調整が必要な特定課題に対する詳細な検討を行うため、委員会に富士山世界文化遺産学術委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。</u></p> <p>2 小委員会は、委員のうちから前項</p>	<p>(小委員会) 第8条 委員会が助言、報告を行う事項のうち事前の準備・調整が必要な特定課題 <u>(遺産影響評価に係るものを除く。)</u> に対する詳細な検討を行うため、委員会に富士山世界文化遺産学術委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 小委員会は、委員であつて前項に</p>

<p><u>の検討事項に関する専門的な知見を有する者、協議会に置かれる世界文化遺産アドバイザー、国関係機関及び協議会事務局で構成し、必要に応じて関係者を加えることができる。</u></p>	<p><u>規定する検討事項に関する専門的な知見を有する者、協議会に置かれる世界文化遺産アドバイザー、国関係機関及び協議会事務局で構成し、必要に応じて関係者を加えることができる。</u></p>
<p>3 小委員会は、協議会事務局が委員長と協議の上、必要に応じて招集し、主宰する。</p>	<p>3 小委員会は、協議会事務局が委員長と協議の上、必要に応じて招集し、主宰する。</p>
<p>(庶務)</p>	<p><u>(顧問)</u></p>
<p><u>第8条 委員会及び小委員会の庶務は協議会の事務局において処理する。</u></p>	<p><u>第9条 委員会の助言者として、顧問を置くことができる。</u></p>
<p>(その他)</p>	<p><u>2 顧問は、委員会の経験者のうちから、協議会の会長が委嘱する。</u></p>
<p>第9条 (略)</p>	<p><u>3 顧問の任期は、1年とする。</u></p>
<p></p>	<p><u>4 顧問は、再任することができる。</u></p>
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第10条 委員会の庶務は協議会の事務局において処理する。</p>	<p>第10条 委員会の庶務は協議会の事務局において処理する。</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。